

第 19 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 27 日 15 時 00 分開会 ～ 16 時 10 分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室
3. 出欠状況（出席委員 14 名）

1 番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2 番		小山内 洋美	出席	
3 番		沖 英広	出席	
4 番		大滝 崇夫	出席	
5 番		三上 一	出席	
6 番		坂井 昭広	出席	
7 番		西野 和文	出席	議事録署名員
8 番		小寺 和雄	出席	議事録署名員
9 番		姉崎 敏一	出席	
10 番		大岩 則子	欠席	
11 番		松谷 一由	出席	
12 番		西口 雅樹	出席	
13 番		田中 浩巳	出席	
14 番		橋本 佳文	出席	
15 番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報 告 第 1 号 委員会業務報告について
- 報 告 第 2 号 現地目証明願の会長専決処分について
- 報 告 第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- 報 告 第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書について
- 議 案 第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議 案 第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議 案 第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 事務局長 大西 隆行
次長 西中 紀和
主査 露木 正弘
千葉 進

6. 議事内容

○事務局長： 皆さま、こんにちは。今年も残り5日となりました。一年間大変お疲れ様でした。来年もよろしくお願いいたします。

それでは、只今より第19回恵庭市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員ですが、14名で定足数に達しております。なお、議席番号10番大岩委員におかれましては、所用により欠席との連絡を受けております。

それでは議事に入ります前に、会長よりご挨拶申し上げます。会長よろしくお願いいたします。

○会長： 皆さん、こんにちは。第19回総会に出席いただきましてありがとうございます。まず、本年を振り返れば、京都清水寺での今年の一文字「災」に象徴されるとおり、まさに今年一年この言葉に尽きると思います。新聞報道等の中から主だった今年の災害、事項などを拾っていきますと、1月に草津の白根山が1,500年ぶりの水蒸気爆発を起し、噴石により訓練中の自衛官1名が亡くなっております。4月、島根県の「西部地震」が発生し震度5強を計測、引き続きまして6月に「大阪北部地震」が発生し震度6弱を計測。その後、続々と台風が日本列島を縦断し、台風7号により、西日本で200人以上の犠牲者が出ております。引き続き12号、20号、21号、24号、これらが襲来しております。本道においては、とりわけ9月の4日から5日にかけての21号、これが北海道を直撃して多大な被害を与えたことは皆さんご存知のことだと思います。一日明けた6日未明には最大震度7の「胆振東部地震」が発生しました。この影響によりまして2日間ブラックアウトとなり、北海道の流通が閉ざされ、経済にも大打撃を与えました。これらを体験し、改めて自然を相手に営むという我々の農業、この生産を展開するに当たりまして、自然災害に対する準備の必然性をより一層感じたところであります。

一方、本農業委員会運営におきましては、この1年間さしたる難題もなく、委員皆さまのご協力によりまして、無事平成30年の業務を終えようとしております。

さて、本日提出されました議案、よろしく審議いただけるようお願い申

し上げまして、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいいたします。

○事務局長： ありがとうございました。それでは、恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項の規程により、会長に議事を進めていただきたいと思います。
 会長よろしく願いいいたします。

○議長： それでは日程1、「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
 7番西野委員、8番小寺委員を指名します。よろしく願いいいたします。
 続きまして、日程2、「議事日程について」事務局より説明願います。

○事務局長： 表紙の裏ページ「日程表」をご覧いただきたいと思います。本日提案されました案件ですが、報告が4件、議案が3件となっております。

 はじめに、報告案件といたしまして、第2号で市街化区域における公簿畑への非農地証明願ひに対する会長専決処分報告が1件となっております。次に、第3号で農地法第3条の3第1項の規定によります相続に伴う権利移動報告が2件となっております。次に、第4号で農地法第5条第1項第6号の規定によります市街化区域内農地に対する所有権移転を伴う農地転用に対する報告が1件、当該地につきましては■■■■地区でありまして、今年10月に市街化区域に編入され、工業専用地域の用途区分が指定された場所に対する案件であります。

 次に、議案案件としまして、第1号で農地法第18条第6項の規定によります賃貸借の合意解約案件が11件、内訳としましては、■■■■■■■■■■を介しての賃貸借に対する合意解約が10件、いずれも前月の総会で■■■■■■■■■■への買入協議要請案件として承認をいただいた案件であります。残り1件につきましては貸主が■■■■■■■■■■、借主が農業者の賃貸借に対する合意解約案件であります。次に、第2号で農地法第4条の規定による農地転用案件が1件、■■■■地区における農地を駐車場に転用することを目的とした案件となっております。次に第3号で、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によります農用地利用集積計画の決定に係る案件が21件となっており、内訳としまして、■■■■■■■■■■を介しての賃貸借の事案が10件、■■■■■■■■■■との賃貸借が1件、農地保有合理化事業による■■■■■■■■■■への買入れ事案が10件、この10件ですが、これも前月の総会で、■■■■■■■■■■への買入協議要請案件として、皆さんから承認をいただいた案件となっております。

 詳細につきましては、事務局より説明いたしますが、それぞれ、順次ご

審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○議長： 只今、事務局より説明がありました。この通り進めてよろしいか、お諮りいたします。

○各委員： 異議無し

○議長： 異議無しということで、日程のとおり審議いたします。

報告第 1 号 委員会業務報告について

○議長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より報告をお願いします。

○事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」平成 30 年 11 月 30 日から平成 30 年 12 月 26 日までの間の業務報告を行います。

11 月 30 日 第 18 回恵庭市農業委員会総会

12 月 5 日 農用地利用調整会議

10 日

〃 農業委員道外研修

12 日

17 日 現地調査

恵庭市議会第 4 回定例会（最終日）

以上、委員会業務報告でございます。

○議長： 只今、説明がありましたが、私から恵庭市議会第 4 回定例会における農業関係に係わることにつきましてご報告いたします。農林水産に関係する補正予算が議会によって承認されました。内容といたしまして、台風等の被害への復旧に対しまして、道からの支出金などによる補正予算を組みました。農林関係の当初予算 4 億 4,818 万 6 千円に今回の補正予算額 2 億 3,870 万 4 千円を上積みしまして、総額 6 億 8,689 万円となりました。以上、報告申し上げます。

ご質問等はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので報告の通り、承認されました。

報告第 2 号 現地目証明願の会長専決処分について

○議長： 日程 4、報告第 2 号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○主査： 報告第 2 号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告します。
この証明願いにつきましては、市街化区域内の農地地目を農地以外の地目にするものです。
番号 1、所在[]、地番[]、地目公簿畑、現況雑種地、認定非農地、面積[]平米、区分市街化区域、利用状況更地、所有者は旭川市の[]さん、証明願出者は恵庭市の[]さん、調査年月日は平成 30 年 11 月 22 日、場所につきましては、[]近くの住宅地内の土地となります。なお、当該地につきましては昭和 46 年 11 月 30 日付けで農地法第 5 条の許可が出ている土地であります。
以上、1 件の専決処分を行いましたので報告いたします。

○議長： 只今、事務局より説明がありました。ご質問はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので報告の通り、承認されました。

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

○議長： 日程 5、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。

○主査： 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので、ここに報告いたします。

農地法第3条の3第1項の規定は、相続等で権利を取得した者は、速やかに農業委員会にその旨を届出なければならないと規定しているものです。

番号1、所在恵庭市[]、地番[]、地目公簿畑、面積[]平米、権利の取得日は平成30年10月6日、取得事由相続、権利区分所有権、届出人は、被相続人[]さんの[]の恵庭市[][]さんです。平成30年12月12日届出、市街化調整区域の土地です。場所につきましては、[]の間の土地となります。

番号2、所在恵庭市[]、地番[]、地目公簿田、面積[]平米、権利の取得日は平成30年7月25日、取得事由相続、権利区分所有権、届出人は、被相続人[]さんの[]の恵庭市[][]さんです。平成30年12月17日届出、市街化調整区域の土地となります。場所につきましては、[]の角地の土地となります。

以上、2件の届出がありましたので報告いたします。

○議長： 只今、事務局から説明がありました。ご質問はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので報告の通り、承認されました。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

○議長： 日程6、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局の説明を願います。

○主査： 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので、ここに報告いたします。

農地法第5条第1項第6号の規定は、市街化区域内にある農地を農地以外にするために権利を設定し、また、移転する場合には農業委員会に届出なければならないと規定しているものです。

番号1、所在[]、地番[]、地目公簿畑、面積[]平米、転用目的は宅地造成、小作関係なし、権利区分所有権、譲渡人は恵庭市[]

■さん、譲受人は恵庭市■、平成 30 年 12 月 3 日届出、場所につきましては、■の角地の土地となります。

以上、1 件の届出がありましたので報告いたします。

○議長： 只今、事務局の説明がありました。ご質問はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので異議なしと認め、報告の通り承認されました。

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長： 日程 7、議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の審議であります。番号 1、番号 2 は■委員の事案につきまして、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき■委員は退席願います。

■委員退席

○議長： では、項番 1・2 について事務局の説明をお願いします。

○事務局： 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

農地法第 18 条の規定は、農地の賃貸借の当事者は政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ合意による解約をし、または、更新をしない旨の通知をしてはならないと規定しているものですが、同条第 1 項但し書きに該当し、合意解約が成立しているものでございます。

それでは番号 1・2 についてご説明いたします。

所在■、地番■、地目田、面積■平米、貸主札幌市■さん、■を仲介しまして、借主恵庭市■さん、契約期間ですが、■さんから■の契約は平成 22 年 9 月 28 日から平成 32 年 11 月 30 日でございます。

ますが、■■■さんの■■■からの借入れの契約期間は平成 26 年 5 月 28 日から、平成 37 年と書いてございますが間違えてございます。平成 32 年 11 月 30 日でございます。37 を 32 に訂正をお願いします。最初の契約者というのは、■■■さんという方が耕作していた土地でございますが、平成 26 年から■■■さんが借りているものでございます。合意解約成立年月日が平成 30 年 12 月 3 日、理由としましては農地売買に伴う解約でございます。

以上、1 件の通知がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長： 事務局の説明がありましたが、ご質問はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので異議なしと認め、原案の通り可決されました。

■■■委員着席

○議長： それでは、残りの合意解約通知について、一括して事務局の説明をお願いします。

○事務局： それでは、6 ページの番号 3 番からご説明いたします。
所在■■■、地番■■■、地目田、面積■■■平米、貸主■■■
■■■、土地所有者につきましては■■■さん外■■■名の土地で
ございます。借主恵庭市■■■、契約期間ですが、平成
28 年 4 月 27 日から平成 37 年 11 月 30 日まででございましたが、平成
30 年 12 月 3 日合意解約成立してございます。解約理由ですが、賃貸契
約変更に伴う解約でございます。

続きまして 4 番・5 番ですが、関連してございます。

所在■■■、地番■■■、地目田、面積■■■平
米、貸主恵庭市■■■さんから■■■を仲介し
まして、恵庭市■■■さんが借りていたものでございます。契約
期間ですが、平成 26 年 3 月 27 日から平成 31 年 11 月 30 日まででござ
いまして、平成 30 年 12 月 3 日合意解約成立してございます。

なお、4 番から 11 番までの解約理由は、農地の売買に伴うものでござ
います。

続きまして 6 番・7 番ですが、関連してございます。

所在[]、地番[]、地目田、面積[]平米、貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、借主恵庭市[]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、平成 27 年 3 月 26 日から平成 31 年 11 月 30 日まででございましたが、平成 30 年 12 月 3 日合意解約成立してございます。

続きまして番号 8 番・9 番ですが、関連してございます。

所在[]、地番[]、地目田、面積[]平米、貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、恵庭市[]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、平成 26 年 3 月 27 日から平成 31 年 11 月 30 日まででございましたが、平成 30 年 12 月 3 日合意解約成立してございます。

続きまして番号 10 番・11 番ですが、関連してございます。

所在[]、地番[]、地目田、面積[]平米、貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、恵庭市[]さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、平成 26 年 3 月 27 日から平成 31 年 11 月 30 日まででございましたが、平成 30 年 12 月 3 日合意解約成立してございます。

なお、新たな貸借及び売買につきましては、議案第 3 号で出てまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、9 件の通知がありましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長： 只今、事務局の説明がありました。ご質問はございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので異議なしと認め、原案の通り可決されました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(知事処分)

○議長： 日程 8、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について(知事処分)」事務局の説明を願います。

○事務局： 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について(知事処分)」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

農地法第 4 条の規定は、農地の所有者自らが農地を農地以外のものにする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定しているものでございます。

番号 1、所在[]、地番[]、地目公簿・現況とも畑、面積[]平米、転用目的は市街化調整区域内駐車場の増設でございます。小作関係なし、権利区分所有権、申請者は恵庭市[]、現地調査員でございますが、龍田会長、中岡代行、橋本委員、事務局で平成 30 年 12 月 17 日現地調査を行っております。地図番号①番でございます。①－1 の図面でございますが、図面中央の赤い記載している部分が申請地でございます。[]裏手になるところでございます。①－2 につきましては地籍図でございます。①－3 につきましては駐車場用地の求積図となっております。①－4 につきましては駐車場の配置計画図、予定では小型車 500 台ということの配置計画図が記載されてございます。

なお、この申請につきましては農地法施行令第 4 条、農地の転用の不許可の例外に該当することから、許可になり得ると判断したものでございます。

以上、1 件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長： 事務局の説明がありました。何かご質問等はございませんか。
はい、坂井委員。

○坂井委員： これは、一時転用なのですか。

○議長： いいえ、永久転用です。私、代行と橋本委員と事務局で調査に行っていました。毎年、[]がゴールデンウィーク、やぶさめなどの行事のたびに臨時駐車場としていた草地を、恒常的に駐車場として利用しようとするものであります。駐車場にするからといって、いきなり舗装等を施すのではなく、当面底地は草地のままで利用するとお聞きしております。駐車台数 500 台に要する面積についても計算してみましたが、申請にある面積は適当であると思います。

○事務局長： 補足しますと、最近同施設を訪れる方が国内ばかりではなく、外国の方、特に東南アジアの方が、千歳空港からレンタカーを借りて訪れるそうです。そのような状況から慢性的に駐車場が満車状態となり、通路に縦列駐車している状況で、車の通行に支障が生じていることから申請に至っ

たと聞いております。

○議長： 今、使っているそれぞれの施設、[REDACTED]とかその奥にある駐車場では十分対応しきれない状態であるということです。

○坂井委員： それでは、一時転用としてこれまで申請があった他の場所については、今後駐車場としての転用申請はなくなると考えていいのでしょうか。

○事務局： その箇所は、2年ほど前に専用の駐車場として転用手続きが完了しております。

○議長： 事務局からの説明のとおり、増加する来場者の駐車場確保のため、ここを恒久的に駐車場にしようということで申請があったところですが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○各委員： 異議無し

○議長： 異議なしと認め、原案の通り可決されました。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

○議長： 日程 9、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明をお願いします。

○事務局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、市より決定のもとめられた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。農用地利用集積計画案・別紙のとおり、別紙・農用地利用集積計画(案)、区域名・恵庭、公告予定年月日・平成 30 年 12 月 27 日、市町村の名称・恵庭市でございます。

それでは 11 ページをご覧ください。

番号 1 番・2 番と関連してございます。

利用権の設定等をする者、貸主でございます。[REDACTED]さんから、利用権の設定等を受ける者、借主でございます。[REDACTED]
[REDACTED]を仲介しまして、[REDACTED]さんが借りるものでござい

ます。土地の所在[]、地目公簿田・雑種地、現況田、面積[]平米、利用権設定等の種類賃借権、利用権設定等の内容転作田、成立する法律関係賃貸借、利用権の時期は2018年12月27日から終期が2023年11月30日まで、こちらは更新でございます。借賃でございますが10a当たり[]円、総額[]円でございます。支払方法につきましては、毎年12月30日までに指定口座に振込む。地図番号②番、[]間の斜線の[]の土地でございます。

なお、3番以降につきましては11番まででございますが、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の時期の始期及び更新、支払方法につきまして、同じでございますので省略いたします。

それでは次、3番・4番と関連してございます。

貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、[]さんが借りるものでございます。土地の所在[]、地目公簿・現況とも畑、面積[]平米、利用権設定等の内容普通畑、利用権の時期の終期2023年11月30日まで、借賃でございますが10a当たり[]円、総額[]円でございます。地図番号③番、[]横の斜線の[]の土地でございます。

続きまして番号5・6と関連してございます。

貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、恵庭市[]さんが借りるものでございます。土地の所在[]、地目公簿・現況とも田、面積[]平米、利用権設定等の内容転作田、利用権の時期の終期2028年11月30日まで、借賃ですが10a当たり[]円、総額[]円でございます。地図番号④番、[]近くの斜線の[]の土地でございます。

12ページ、番号7・8と関連してございます。

貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、恵庭市[]さんが借りるものでございます。土地の所在[]、地目公簿・現況とも畑、面積[]平米、利用権設定等の内容普通畑、利用権の時期の終期は2023年11月30日まで、借賃ですが10a当たり[]円、総額[]円でございます。地図番号⑤番、[]間の斜線の[]の土地でございます。

続きまして9番・10番と関連してございます。

貸主恵庭市[]さん、[]を仲介しまして、恵庭市[]さんが借りるものでございます。

土地の所在 [REDACTED]、地目公簿畑・原野、現況畑、面積 [REDACTED] 平米、利用権設定等の内容普通畑、利用権の時期の終期でございますが 2028 年 11 月 30 日まで、借賃ですが 10a 当たり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円、地図番号⑥番、[REDACTED] に近い斜線の [REDACTED] の土地でございます。

続きまして番号 11 番、貸主 [REDACTED]、こちらの土地の所有者につきましては [REDACTED] さん外 [REDACTED] の土地でございます。借主恵庭市 [REDACTED] さん、土地の所在 [REDACTED]、地目公簿・現況とも田、面積 [REDACTED] 平米、利用権設定等の内容普通田、契約は新規となります。利用権の時期の終期は 2025 年 11 月 30 日まで、借賃ですが 10a 当たり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円、地図番号⑦番、[REDACTED] 角の [REDACTED] の土地となっております。

続きまして番号 12 番、利用権の設定等をする者、売主でございます。恵庭市 [REDACTED] さん、利用権の設定等を受ける者、こちらは買主でございます。[REDACTED]、土地の所在 [REDACTED]、地目公簿・現況とも田、面積 [REDACTED] 平米、利用権設定等の種類売買、利用権設定等の内容転作田、成立する法律関係売買、所有権移転の時期 2018 年 12 月 27 日、対価の支払時期・土地の引渡時期は 2019 年 2 月 14 日、金額ですが 10a 当たり [REDACTED] と [REDACTED] の土地につきましては [REDACTED] 円、[REDACTED] と [REDACTED] につきましては [REDACTED] 円でございます。総額 [REDACTED] 円、支払方法につきましては、対価の支払期限までに指定口座に振込する。地図番号⑧番、[REDACTED] の間、[REDACTED] の間の [REDACTED] の土地でございます。

なお、13 番以降の地目公簿は田・畑・山林、現況田・畑でございます。利用権設定等の種類、内容転作田・普通畑、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払時期、土地の引渡時期、支払方法につきましては、13 番以降同じでございますので省略いたします。なお、買主につきましても 13 番以降 [REDACTED] で同じでございますので省略いたします。

続きまして番号 13 番、売主札幌市 [REDACTED] さん、土地の所在 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、金額 10a 当たり [REDACTED] 円、こちらの土地につきましては [REDACTED] と [REDACTED] が [REDACTED] 円でございます。[REDACTED] 円の土地につきましては [REDACTED] の土地でございます。総額 [REDACTED] 円、地図番号⑨番、[REDACTED] に面しました [REDACTED] 角地の斜線の [REDACTED] の土地でございます。

番号 14、売主恵庭市 [REDACTED] さん、土地の所在 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、金額は 10a 当たり [REDACTED] 円、総

額 [] 円、地図番号⑩番、 [] に隣接した [] の土地でございます。

続きまして番号 15 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑪番、 [] の間 [] に近い斜線の [] の土地でございます。

続きまして番号 16 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、 [] 円につきましては []、 []、 []、残りの [] につきましては [] 円、総額 [] 円、地図番号⑫番、 [] に近い斜線の [] の土地でございます。

続きまして番号 17 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑬番、 [] 角地に近い斜線の [] の土地でございます。

続きまして番号 18 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑭番、 [] に隣接しました [] の土地でございます。

続きまして番号 19 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑮番、 [] 角地の斜線の [] の土地でございます。

続きまして番号 20 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑯番、 [] 間の斜線の [] の土地でございます。

続きまして番号 21 番、売主恵庭市 [] さん、土地の所在 []、面積 [] 平米、金額 10a 当たり [] 円、総額 [] 円、地図番号⑰番、 [] 間の斜線の [] の土地でございます。

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、21 件につきましてご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長： 事務局の説明がありました。項番 12 番以降は、利用調整会議が開かれておりますので、私のほうから 12 番、18 番についての報告をいたしたいと思います。

12 番ですが、12 月 2 日、農協の会議室におきまして、農業委員は私、農協・■■■■理事、土地改良区・■■■■理事、それぞれの事務局職員の出席により調整会議を開催しております。双方から土地の条件、希望価格等、耕作状況などをいろいろ確認いたしました。図面を見ていただくと分かるのですが、■■■■番地、■■■■番地については、■■■■番地、■■■■番地に比べて少し土地条件が悪いことで■■■■円とさせていただきます。残りの■■■■、■■■■については■■■■円、パワーアップ事業による暗渠を施しております。それで総額■■■■円、この価格を提示いたしまして、双方のご理解をいただき利用会議が成立となっております。

続きまして項番 18 番、11 月 12 日、農協の会議室におきまして、私を調整委員長に農協・■■■■理事、土地改良区・■■■■監事、それぞれの事務局職員出席のもとおこなっております。■■■■さん、■■■■さんからそれぞれ土地条件、希望価格、条件等をお伺いしまして、その結果、本来この■■■■の土地、地力もありますしもっと高く評価しなければならなかったのですが、■■■■番地については小さい、非常に細長の土地でございます。■■■■番地につきましては、ほどほどに面積が固まって台形状の形をしておりますが、耕作している■■■■さんによれば、ぬかるみが一部あるとのことでした。また、■■■■さんが暗渠を施行しております。そういう状況を鑑み 10a 当たり■■■■円、総額■■■■円、この価格を提示して双方の了解を得たところでございます。以上です。

では、13 番以降担当した委員のほうからそれぞれ報告をお願いします。
小寺委員、お願いします。

○小寺委員： それでは、私のほうから番号 13 番、地図番号⑨番の譲渡人■■■■さんと譲受人■■■■さんの、農用地利用調整会議の結果について報告させていただきます。11 月 5 日、農協の会議室に於いて農業委員、農協理事、土地改良区理事及び各事務局職員の出席により、調整会議を開催いたしました。調整会議では、■■■■さんの代理■■■■に土地条件や希望価格などを確認しております。また、■■■■さんからも土地条件や希望価格などについて確認いたしました。調整会議では双方の希望価格、近郊の売買事例などを検討し、調整し、10a 当たり■■■■円、また、■■■■の■■■■及び■■■■の関係で地役権設定の土地を半額として■■■■円の価格を提示、総額■■■■円で双方の同意をいただき売買が成立いたしております。 以上、報告とさせていただきます。

○議長： はい、ありがとうございました。では、項番 14 番、15 番につきまして三上委員をお願いします。

○三上委員： 項番 14 番は譲受人■■■■、譲渡人■■■さんです。11 月 6 日、農協の会議室に於いて農業委員、農協、土地改良区、事務局職員の出席で調整会議をおこないました。譲受人、譲渡人双方から土地条件、希望価格などを聞き、10a 当たり ■■■■ 円、総額 ■■■■ 円で売買成立いたしました。

項番 15 番、売主■■■■さん、買主が■■■■さんです。同じ日の 11 月 6 日、農協の会議室で農業委員、農協、土地改良区、事務局職員の出席で調整会議をおこない、■■■さん、■■■さん双方から土地条件、希望価格などを聞き、近隣の売買の事例などを検討し 10a 当たり ■■■■ 円、総額 ■■■■ 円で双方の同意を得て売買成立いたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議長： はい、ありがとうございました。では、項番 16 番につきまして橋本委員をお願いします。

○橋本委員： 譲渡人■■■■さん、譲受人■■■さんとの売買の報告をいたします。11 月 8 日、農協の会議室において農業委員、農協理事及び各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。両氏から希望価格等を聞いた上、調整会議をいたしまして■■■、■■■、■■■番地は水はけが悪いので 10a 当たり ■■■■ 円とし、残りの一箇所は 10a 当たり ■■■■ 円の価格を提示し、総額 ■■■■ 円で双方の了解をいただき売買成立いたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議長： ありがとうございました。では、項番 17 番について西野委員をお願いします。

○西野委員： 譲渡人■■■■さん、譲受人■■■■さんの農用地利用調整会議を 11 月 9 日、農協の会議室において、農協、土地改良区の役員さん、事務局職員の出席により開催いたしました。土地条件や希望価格等を双方にお聞きし、確認をし、調整会議でそれぞれ検討した結果、10a 当たり ■■■■ 円、総額 ■■■■ 円で双方の同意をいただき、売買が成立したことを報告させていただきます。

○議長： ありがとうございました。それでは、19、20、21 番を坂井委員お願いします。

○坂井委員： 譲渡人■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんと、譲受人の■■■■さんの農用地利用調整会議の結果について、報告させていただきます。11 月 12 日、農協の会議室に於いて、私・農業委員、農協・■■■■理事、土地改良区・■■■■監事及び各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、譲渡人の 3 人の代表の■■■■さんと受け手の■■■■さんからそれぞれ土地条件等について聞き取りをし、確認いたしました。調整会議では、近郊の売買事例などを検討、調整し 10a 当たり ■■■■円の価格を提示、■■■■さんは ■■■■円、■■■■さんは ■■■■円、■■■■さんは ■■■■円で双方の同意をいただき売買成立いたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議長： ありがとうございました。只今、事務局、または、調整委員の報告がございました。ご質問ございませんか。

○各委員： 異議無し

○議長： 無いようなので異議なしと認め、原案の通り可決されました。

○議長： これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。これをもちまして、第 19 回農業委員会総会を終了いたします。本日は大変お疲れ様でした。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長

議事録署名委員 7 番 委 員

議事録署名委員 8 番 委 員
